

議 事 録

会議の名称	平成 20 年度 第 2 回 伊丹市福祉対策審議会全体会
開催日時	平成 20 年 12 月 1 日 (月) 14 : 00 ~
開催場所	伊丹市役所 議会棟 3 階 第 2 委員会室
司 会	増田地域福祉課長
出 席 者	松原会長 藤井副会長、浅野高齢者部会長、松端障害者部会長、浅野委員、仲西委員、岩永委員、安井委員、原田委員、平野委員、坪井委員、大路委員、加柴委員、山北委員、森田委員、三柳臨時委員、氏田臨時委員、李 (国本) 臨時委員、永井臨時委員、松岡臨時委員、宮本臨時委員、(以上 21 名)(順不同)
欠 席 者	佐々木副会長、高鳥毛委員、本條委員、吉田委員、岩間臨時委員、一圓臨時委員、名田臨時委員
事 務 局	中村健康福祉部長、山田健康生活室長、増田地域福祉課長、木ノ下高年福祉課長、小柴介護保険課長、酒井障害福祉課長、三橋こども企画室長、堀口こども企画課長 他
会議の成立	委員数 28 名のうち 21 名出席、7 名欠席 < 過半数出席のため成立する >
署名委員	加柴委員、山北委員
傍 聴 者	0 名
議 事 次 第	1 . 会長あいさつ 2 . 報告 (1) 伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期行動計画策定について (2) 権利擁護ワーキング報告書について 3 . 議事 (1) 「障害福祉計画 (第 2 期) 」について (中間報告) (2) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第 4 期) 」について (中間報告) 4 . その他
備 考	

議 事 要 旨

1．会長あいさつ

2．報告

(1) 伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期行動計画について

事務局：資料1 [次世代育成支援行動計画]について説明。

次世代育成支援対策推進法の第8条に基づき平成17年度から10年間を目標の期間としているが、5年を一期とし、後期行動計画は平成22年度から26年度の5年間ということで国が示す策定の手引きが掲げる4項目をテーマに策定する予定としている。プロセスとスケジュールについては、今年度末に実施予定のニーズ調査に基づき、後期行動策計画を策定したいと考えている。愛あいプラン策定の際は、当審議会に携わっていただいていたが、今回予定の後期行動計画については、平成17年度設置の伊丹市次世代育成支援推進協議会により議論していきたいと考えている。当審議会には、協議会での審議の結果をご報告させていただきます。

森田委員：愛あいプランについて、推進協議会の委員名簿に現在子育て中の当事者、保護者代表が入っていないのはなぜですか。

事務局：サービス提供側と企業でメンバー構成されています。公募で子育て世代を期待したのですが、結果的に入っていただけませんでした。

森田委員：それはなぜですか。

松原会長：PTA、当事者の会の方など数名いるのでは。

事務局：次世代育成支援対策推進法第21条の趣旨をふまえてメンバー設定しています。愛あいプランの策定において、当事者のニーズは別途把握します。メンバーは確定ではないので、検討していきたいと思います。

(2) 権利擁護ワーキング報告書について

松原会長：権利擁護のワーキングの経過、報告書の概要について報告をおねがいします。

藤井副会長：資料2 [権利擁護ワーキング、報告書の概要]について報告。

権利擁護に対する認識が不足、しくみが不十分なためニーズはあるが対応できていない。地域自立生活思考にあってこの課題は避けて通れない。両計画の共通課題としてブリッジをかける意味でワーキングは意義があった。報告書の内容では、権利擁護を狭い範囲で捉えずに、その人らしく生きることへの権利侵害に対応することとし広く捉えている。そうしたことから潜在化している権利擁護ニーズを、健全化させることや、そのために市民の理解や地域の協力、伊丹市内の福

社事業者の相互の協力が必要であり、行政内部の各権利擁護の窓口を強化し連携していくことを強調をしている。重点課題は、成年後見の受任体制の整備やしくみを言及している。権利擁護センター等の設置も含めて、具体的推進を図っていただきたい。幅広く積極的な権利擁護が、事後的ではなく、予防的かつセーフティネットになるという提言内容であるので両部会で生かしていただきたい。作成に当たっては現場の実務者の熱心な論議があり、共通認識ができたことが副次的な効果として財産になった。

松原会長：ワーキング3回のうち2回に出席しましたが、精力的、効率的な審議ができたと思います。関係者の共通認識が高まったと思います。

3．議事

(1)「障害福祉計画(第2期)」について中間報告

松端部会長：中間報告の概略の説明をした。

事務局：中間報告の説明(資料3)

松原会長：ご意見ありませんか。

67 ページ サービス見込み量の積算について、例えば自動車免許取得、改造の見込みの積算根拠はどこから出てくるのですか。

事務局：今までの実績をもとに算出しています。

松原会長：聴覚障害者の運転免許取得が緩和されたのでは。取得数の変動に関係あるのでしょうか。

事務局：規制緩和により取得しやすくなっていますが、この計画には具体的には反映していません。

岩永委員：身体障害者の地域移行等について、中間報告文言ほど1期、2期の考え方がどのように変更されたのかが見えないと思います。また、福祉サービス量の見込みについて、障害者にも65歳以上が多く、障害者福祉サービス見込み量と介護保険の推計をどのようにすり合わせて計画されたのでしょうか。

事務局：重度身体障害者の地域移行の目標値を設定しました。また、重度訪問介護の見込みに追加しています。2つめの質問について、身体障害者の手帳を持っている方は半数が65歳以上

ですが、障害福祉サービスを利用しているのは、主に 65 歳未満の方なので、介護保険との具体的な数値のすり合わせは行っていません。

松端部会長：重度身体障害者について、国ではグループホーム、ケアホームの対象者が知的・精神障害者に限定されている。20 ページでは身体障害者も視野にいれて考えようと明記しています。重度訪問介護で実態が見えてきたら地域自立支援協議会で協議していこうということであると思います。

岩永委員：サービス見込みについては、部会でも説明していただいて納得しているが、他にもあるのか、変更点を教えてほしいと思います。

浅野部会長：例えばイギリスでは脱施設化、地域移行に早くから取り組んでいるが、実態は施設から地域への移行が進んでおらず、地域へ戻っても施設で生活するほど幸せではない方もいるということを資料で見ました。地域移行後の地域生活の支援がどれだけできるか、理念ほど現実には容易ではないと感じます。その点も考慮に入れ、慎重に施策を実施してほしいと思います。

松端部会長：居住の場が変わっただけではなく、一人の市民としての生活が保障されなければならないと思います。スウェーデンでもグループホームからデイサービスに通い、支援者・当事者とだけコミュニケーションを取っており、地域とのつながりが弱いようです。国の資料では、1 万人弱が地域移行していますが、新たに多くの方が施設に入所しています。また、地域移行した人たちの 4 割が家族のもとへ戻っている状況です。数字を追うだけでは成果ができません。地域生活の内容を検討し、自立支援などと連携する必要があります。

宮本委員：小規模作業所が就労継続支援 B 型に変更すると、どのような内容になるのか。また評価はどこでどのように行うのでしょうか。

事務局：就労継続支援 B 型について、個別の支援計画を立て、一般就労に移行していただくことを目標にし、今まで以上に全面的に取り組みはなされると思います。県でも一定のチェックがされると思いますし、市でも定期的に訪問して運営状況を確認していきます。

(2)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」について(中間報告)

浅野部会長：中間報告の概略の説明。

事務局：中間報告の説明(資料4)

松原会長：43 ページの表について修正してください。

事務局：指摘された箇所を修正。

事務局：補足説明します。特定施設入居者生活介護は市内の有料老人ホームの意味です。平成18年度、19年度市内3ヶ所は定員160名。平成20年度には436名で、内276名がサンシティパレス塚口です。サンシティパレス塚口について4つの建物の内2つの1号館・2号館は平成20年度の中に入れていますが、3号館・4号館は平成21～23年度に入れていません。

松原会長：3号館・4号館を入れていない理由は何ですか。規制をかけているのですか。

事務局：1号館・2号館は介護付きで、3号館・4号館は若年層も入居できる共同住宅と位置付けて、市と約束しているものです。

松原会長：約束が守られることを期待します。

松原会長：永井委員ご質問ありますか。

永井委員：今までの協議内容を入れていただいていると思います。

氏田委員：ヘルパーの人手不足が深刻で、利用者にも影響が出ています。ヘルパーを増やしていただきたいと思います。

松原会長：ヘルパーが増える見込みはあるのでしょうか。

事務局：介護従事者の離職率が高く、対策として3%の報酬アップで人材の確保を図っていくことになると思います。不況の中、福祉の分野に戻ってくることも考えられます。

松原会長：離職者を減らし、新規の方を定着させるようにしてください。

岩永委員：40ページで生活サービス受給者割合の集計で、「中・重度者のサービス割合を“これ以上増加させず”」という文言がきつく感じられます。また、「各サービスの利用率について、調整する」というのも「これ以上利用しないでください」というニュアンスを受けます。最初の推進の部分の文言と合うのか説明してください。

事務局：あくまでも受給割合の推計で、施設整備との兼ね合いもあり、居宅サービス割合をもとめています。施設では中・重度者に重点をおいていますが、居宅サービスでは軽度者に重点を置いているということです。

岩永委員：ここでの割合は要介護認定者の内、実際に介護保険を利用申請する方の割合ですか。

事務局：認定者の内、実際に居宅サービスを受けられる方の割合です。

松原会長：「増加するよう見込む」「増加させず」というのは、意志でできるのかという問いかけであると思うのですが。

事務局：17 ページで、居宅サービスは軽度者の利用率が低いので、重点的に行っていこうという意味です。反対に中・重度者については、「意図的に増加させることはしない。」という意味です。

浅野委員：入所施設が閉鎖的になりがちなので、施設から出ないと地域移行ができないという考え方ではなく、これからの地域移行について、施設が地域活動に取り組んでいることもあるが、個人が希望すれば自治会に加入できるようにし、地域活動に地域の一員として取り組んでいけるように考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

松原会長：以前から施設の食堂を地域住民と共同利用したり、芸術、文化、リハビリ、コンサートをする、施設の社会化を日本各地で実践しているところはあるが、地域の一員としてより一層そのような認識で展開していくべきだと思います。

大路委員：16 ページで地域支援包括支援センターについて、地域のケアシステムの中心的な役割であることを広報などで啓発するべきだと思います。機能が知られていないのではないのでしょうか。

松端委員：障害者であれば、14 ページに記載があるように、地域包括運営協議会や地域ケア会議などのソフトのネットワーク機能を書き込んで、整合性を図ってはどうか。

事務局：地域包括支援センターについては、高齢者のアンケート結果でも認知度が低いので、今後周知の方法について、考えていきます。地域ケア会議の位置づけに関しても表の中で図示していきます。

4 . その他

松原会長：中村部長、最後に一言お願いします。

中村部長：特に障害者、高齢者の権利を保障していくことが大切であると考え、権利擁護のワーキングを設置しました。市として障害者、高齢者の権利擁護を支援する仕組みを構築していきたいと考えています。社会福祉協議会でも総合相談の支援対策について議論されています。将来的

には、市が直接支援するのではなく、市民が運営する仕組みが必要です。次年度以降、地域福祉計画を社会福祉協議会の推進計画と合わせて見直しし、23年度の総合計画等でもう少し踏み込んで話をまとめていきたいと思います。

松原会長：それでは各部会の部会長はじめ、皆様ありがとうございました。部会があと1回ありますので、本日の議論を踏まえ、個別計画の策定に向けて議論していただきたいと思います。では、今後のスケジュールをお願いします。

事務局：12月15日～来年1月13日までパブリックコメントを取り、市民の意見を伺います。障害福祉計画について12月22日、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、1月10日～12日に市民説明会を実施します。次回の部会は1月19日午前中に障害者部会、午後より高齢者部会となっており、1月28日（水）に第3回の全体会を開催する予定です。時間は事前にご連絡します。

松原会長：ありがとうございました。

閉会

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針、第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印